

内間御殿整備事業計画について

【内間御殿の概要】

内間御殿は西原町字嘉手苅に所在する国指定史跡で、第二尚氏王統の始祖・金丸（のちの尚円王）が国王になる前に住んでいた旧宅地跡に、尚円王の没後約190年を経て建てられた神殿と周辺施設です。当該史跡は、沖縄における祭祀信仰の実態を知る上で、極めて重要な遺跡として、平成23年に国指定史跡になりました。

- ・指 定 名 称：内間御殿（うちまウドゥン）
- ・指 定 種 別：史跡
- ・指 定 年 月 日：平成23年2月7日
- ・指 定 範 囲：右図赤枠内（総面積：5161.88 m²）
- ・所 在 地：沖縄県中頭郡西原町字嘉手苅上ノ松42番1、50番1、52番、60番2、50番に北接する道路敷のうち実測1.84 m²、51番1に西接する道路敷のうち実測49.94 m²、60番2に南接する道路敷のうち2.27 m²、51番1に東接する水路敷
- ・所 有 者：沖縄県中頭郡西原町（60番2以外）、字嘉手苅（60番2）
- ・指 定 基 準：史跡三（祭祀信仰に関する遺跡）
- ・指 定 す る 理 由：沖縄における祭祀信仰の実態を知る上で極めて重要な遺跡であるため

【内間御殿敷地内の文化財】

○東江御殿ゾーン

- ・東江御殿
- ・先王旧宅碑台座
- ・「致和」の石碑

○東江家ゾーン

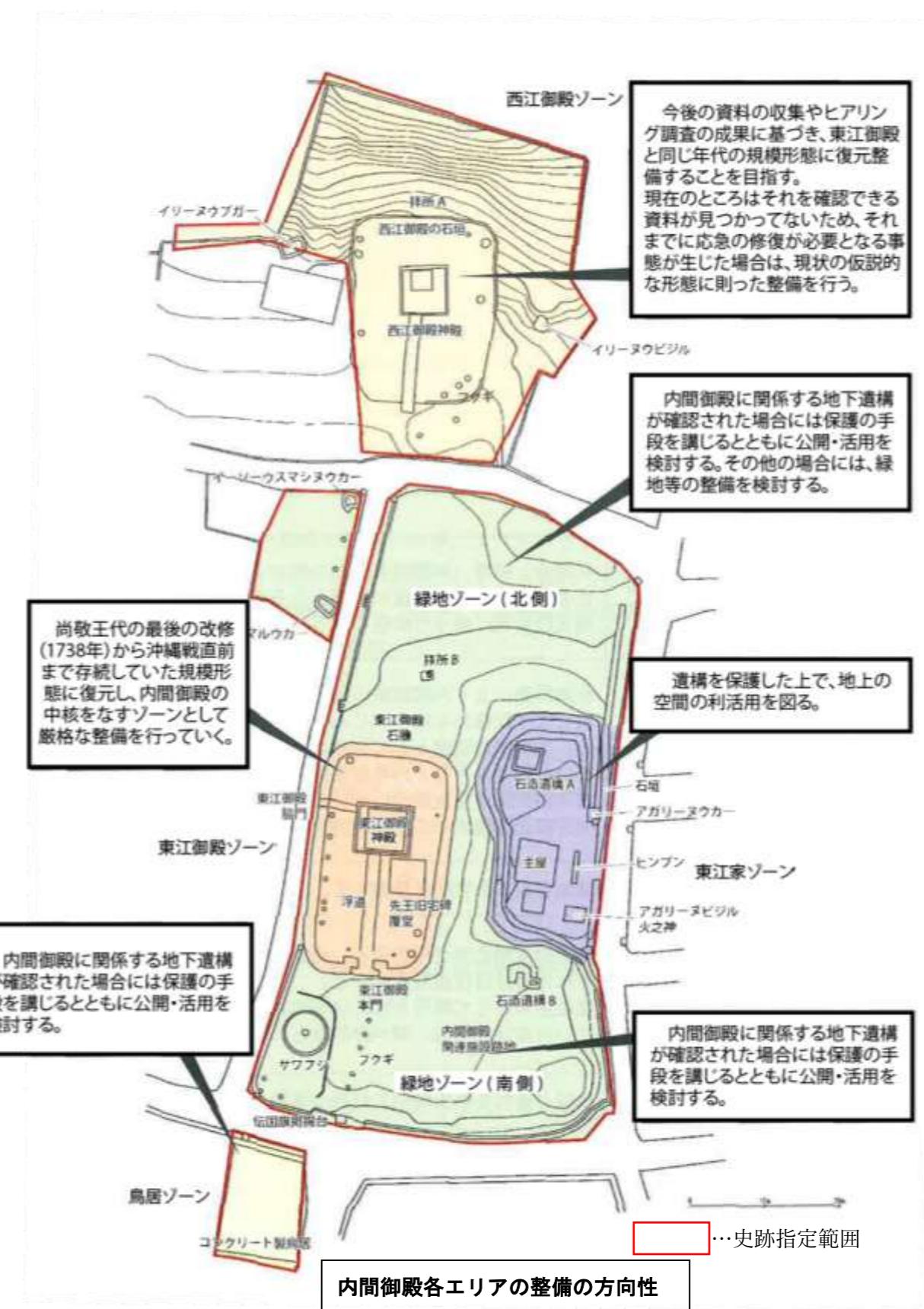
- ・アガリースウカー
- ・アガリヌ御ビジル
- ・東江家御火神

○西江御殿ゾーン

- ・西江御殿
- ・イリヌ御ビジル
- ・イリヌウブガ

○鳥居ゾーン

- ・コンクリート製鳥居



【内間御殿整備計画】

西原町では国指定史跡である「内間御殿」を将来に継承していくことを目的に、文化庁及び沖縄県の補助を得て、平成24年度から平成25年度にかけて、『西原町国指定史跡内間御殿保存管理計画』を策定しました。また内間御殿の整備の内容や方法、活用等についてまとめた『西原町国指定史跡内間御殿整備基本計画』平成25年度に策定しました。しかしながら、内間御殿の中心的施設である東江御殿敷地内のフクギの取り扱いについて検討を要することとなり、令和元年度から令和2年度にかけて計画の見直しを図り、『西原町国指定史跡内間御殿整備基本計画(令和2年度改訂版)』を策定しました。現在はこの整備基本計画に基づいて、整備を進めています。

内間御殿の整備は、写真資料や文献記録で確認できる沖縄戦直前までの姿を参考に東江御殿の石積みと神殿の保存修理を行い、内間御殿の周辺施設の整備については、順次収集資料や発掘調査等の成果に基づいて、復旧・復元整備することを目指しています。

令和3年度からは東江御殿を囲う石垣の保存修理工事を優先的に行い、令和14年度には、東江御殿の復旧・復元に向けて整備を進めているところです。石垣の保存修理工事は、工期全体を4つに区分し、石垣の保存修復(解体、復旧・復元)工事、南側の本門と西側の脇門、神殿へ続く浮道、東江御殿(神殿)、石碑覆堂および石碑の復元整備を計画しています。

第1期(令和3年度～令和8年度予定)※右図の右上(ピンク色)部分

- ・東江御殿の石垣北側から北東部一帯の保存修理(解体、復旧・復元)工事

第2期(令和8年度～令和10年度予定)※右図の右側(青色)部分

- ・東江御殿の石垣東側一帯の保存修理(解体、復旧・復元)工事

第3期(令和10年度～令和12年度予定)※右図の左側(黄色)部分

- ・東江御殿の石垣西側一帯の保存修理(解体、復旧・復元)工事

第4期(令和12年度～令和14年度予定)※右図中央付近(緑色)部分

- ・東江御殿の石垣に設けられた本門(南側)と脇門(西側)の保存修理(解体、復旧・復元)工事
- ・東江御殿(神殿)の復元工事
- ・先王旧宅碑の覆堂の復元工事と先王旧宅碑の復元
- ・東江御殿(神殿)と本門を結ぶ浮道の保存修理(解体、復旧・復元)工事

